

令和8年度 教育庁施設財務課が工事担当として発注事務を行う建設工事における 条件付一般競争入札（実績申告型）の取組方針について

教育庁施設財務課では、「条件付一般競争入札（実績申告型）」（以下「実績申告型」という。）について、令和8年7月より以下の取組方針により実施します。

なお、詳細については、工事案件毎に公告時に配布される実績申告書作成要領などを熟読願います。

1. 概要

実績申告型とは、4.（1）に示す「実績評価基準」に基づき、入札参加者が作成する実績申告書により申告する評価点（申告点）の合計が、一定の技術力等を有する基準として定める「評価基準点」以上となる入札参加者から、価格競争で落札候補者を決定する方式です。

落札候補者に対して基準達成の適否を審査します。審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった場合、提出された入札書は無効とします。

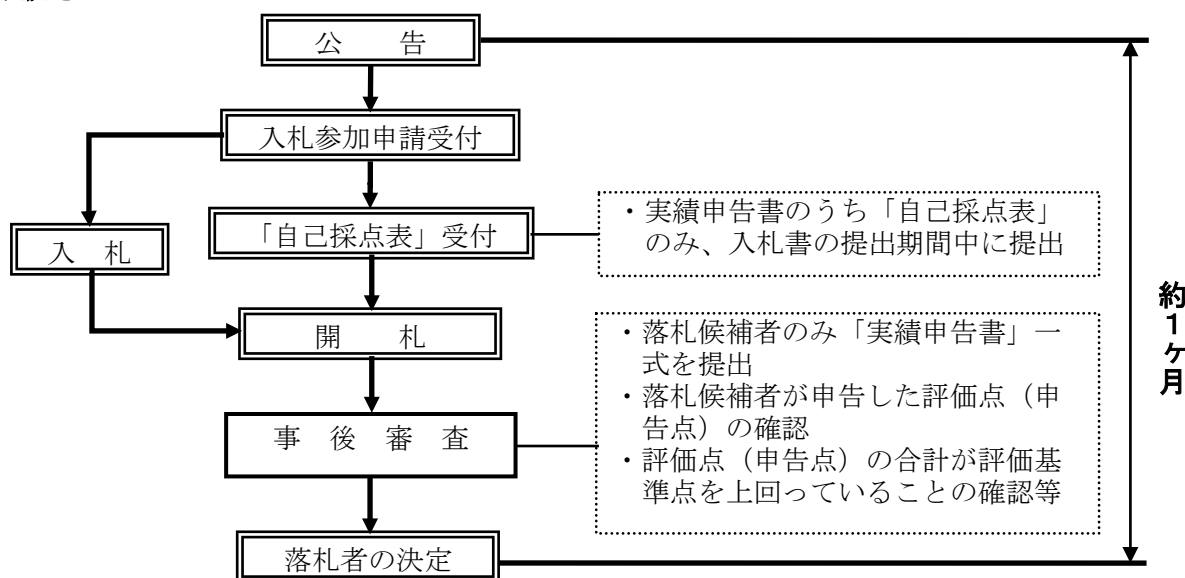
「実績申告書（自己採点表を含む）」作成にあたっては、実績申告書作成要領を熟読した上で作成してください。

2. 対象工事

実績申告型を実施する対象は、原則として、建築一式工事（改修工事を除く）のB等級（工事金額2.1億円以上6.8億円未満）の工事とします。

対象工事であっても、競争性と品質の確保の観点から建設市場の動向などを踏まえ、この方式以外を適用することがあります。

3. 手続きフロー



※「実績申告書（自己採点表を含む）」は、工事案件毎に電子入札公告と併せて交付する「実績申告書作成要領」に基づき作成します。

4. 審査

(1) 評価基準点

「評価基準点」は、当該工事の入札参加資格要件の一つとして大阪府で示す基準となる点であり、工事案件ごとに電子入札公告にて定めます。

なお、「実績評価基準」に定める項目において「評価基準点」以上の実績がある者が、入札に参加できることとなります。（この場合、入札に参加する者は、自社の「評価点（申告点）」の合計が「評価基準点」以上あることを自己採点により確認の上、入札に参加することになります。）

【参考】実績評価基準表

下記の配点は例示であり、電子入札公告時に変更することがあります。

分類	評価項目	評価内容・評価基準			配点	得点
A 企業の施工能力について	① 工事实績	過去 15 年間の同種工事の工事实績※ 7	「同種工事④」規模以上の工事实績あり		3	／ 3
			「同種工事④」規模以上で 「同種工事④」規模未満の工事实績あり		2	
	② 工事成績評定点 ※ 2	過去 15 年間の「大阪府発注工事」の工事成績評定点		85 点以上	3	／ 3
				80 点以上 85 点未満	2	
				75 点以上 80 点未満	1	
				65 点以上 75 点未満又は実績なし 65 点未満 ※ 1	0 -3	
	③ 品質確保	(1) 品質管理	ISO9001 認証取得の有無（建設業に関するもの）	ISO 9001 認証取得あり	0.5	／2.5
(2) 現場従事技能者の配置		登録基幹技能者 1 級技能士	配置職種（最大 3 職種）× 0.4 点 配置職種（最大 4 職種）× 0.2 点	1.2 0.8		
B 企業の信頼性・社会性について	① 若手技術者の育成・活躍 ※ 4 ※ 5	若手技術者（40 歳以下※ 3）を監理技術者として配置し、かつ補助者として技術力を有する現場代理人を配置する			1	／ 1
		若手技術者（40 歳以下※ 3）を現場代理人として配置し、かつ補助者として監理技術者又は主任技術者を配置する			1	
		若手技術者（40 歳以下※ 3）を担当技術者として配置し、かつ補助者として監理技術者又は現場代理人を配置する			0.5	
	② 女性技術者の育成・活躍 ※ 4 ※ 5	技術力を有する女性技術者を監理技術者又は現場代理人として配置する			1	／ 1
		女性技術者を監理技術者として配置し、かつ補助者として技術力を有する現場代理人を配置する			1	
		女性技術者を現場代理人として配置し、かつ補助者として監理技術者又は主任技術者を配置する			1	
		女性技術者を担当技術者として配置し、かつ補助者として監理技術者又は現場代理人を配置する			0.5	
	③ 担い手の確保 ※ 6	担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		1	／ 1
④ 環境マネジメント	ISO14001 認証取得の有無（建設業に関するもの）	ISO14001 認証取得あり		0.5	／0.5	
⑤ 大阪府施策に対する取組	障がい者の雇用状況	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている		1	／ 1	
合計点						／ 1 3

- ・本工事に配置する監理技術者は専任とし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めません。
- ・監理技術者としての工事实績は、特例監理技術者の工事实績を除きます。

※1 「工事成績評定点に係る減点」に係る留意事項

電子入札公告にて定める「評価基準点」を入札参加者が申請した「評価点（申告点）」の合計が上回る場合、入札参加資格は、満たされることとなります。ただし、事後審査時で入札公告日から 2 カ年以前の日までの間に 65 点未満の工事成績がある場合は、企業の成績で「－3」となりますので、入札参加者が申請した「評価点（申告点）」の合計が「評価基準点」を下回り「無効」となることがあります。十分留意願います。

- ※2 工事成績評定点は、当該入札公告日の 1 ヶ月以前の日から起算して過去 15 年間の間に完成検査を受けた「大阪府発注工事（当該案件と同じ大阪府建設工事入札参加登録業種の工事に限る）」のうち、直近の工事成績評定点を評価します（随意契約除く）。ただし、当該入札公告日から 2 カ年以前の日までに 65 点未満の工事实績がある場合は、その工事成績評定点を評価します。

「引渡し後に判明した瑕疵に対する文書注意及び評価への反映について」に基づく文書注意を受けた場合は、当該文書に記載している点数を減点したものを当該工事の成績評定点とみなします。（平成 28 年 4 月 1 日以降に完成検

査を実施する案件から適用)

- ※3 若手技術者(40歳以下)とは、契約工期の初日において40歳以下である技術者をいう。
- ※4 「技術力を有する」とは、「同種工事の施工実績」、「80点以上の工事成績評定点(随意契約除く)」又は「監理技術者として10年以上の経験」を有することをいいます。
- ※5 一人の配置技術者が「若手技術者」と「女性技術者」の両方に該当する場合は、いずれかのみを加点します。
- ※6 「担い手の確保」とは、元請において参加資格確認申請書提出日までに建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録が完了し、かつ、本工事において、現場にカードリーダー等(技能者の現場への入退場情報を処理できる機器(顔認証式やカードタッチ式等))の設置をすることをいいます。
- ※7 「同種工事④」とは、対象建築物と同じ階数のものを示し、「同種工事⑤」とは、対象建築物の階数と参加資格工事の中間階数とします。(端数切り上げ)

5. その他留意事項

①障がい者の雇用状況について

ハートフル条例の改正に伴い、障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている場合に評価します。評価に必要な書類等については、以下リンクをご確認ください。

〈商工労働部 HP〉 建設工事等に係る総合評価一般競争入札等における評価について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kensetsu01.html>

〈障がい者雇用率に関する問い合わせ先〉

大阪府商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

電話：06-6360-9077・9078 FAX：06-6360-9079

②虚偽申請について

虚偽の申請を行った場合は、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止措置を講じる場合があります。

③工事成績評定点の減点について

(ア) 現場従事技能者の配置及び若手技術者・女性技術者の育成・活躍

前項表中の『「③品質確保」(2)現場従事技能者の配置』、「① 若手技術者の育成・活躍」、及び「② 女性技術者の育成・活躍」について、実績申告書により申告をした場合は、施工途中及び工事完了後に履行状況の確認を行います。落札者の責により申告した点数を満足する技術者等を配置できなければ、以下のとおり工事成績評定点を減点します。

(i) 監理技術者の配置

受注者が、配置監理技術者又は評価と同等以上の監理技術者の配置が履行できない場合は、工事成績評定点を5点減点する。

(ii) 現場従事技能者の配置

受注者が、申告した内容と同等以上の現場従事技能者を配置できない場合は、申告内容に対する達成率(達成率とは、履行確認項目の達成状況に対する評価点(申告点)を履行確認項目の審査において付与された評価点(申告点)で除した率(百分率)をいう。

以下同様。)を基に、工事成績評定点を最大5点減点する。

(iii) 若手技術者・女性技術者と補助者の配置

受注者が、申告した内容と同等以上の若手・女性技術者または補助者を配置できない場合は、工事成績評定点を5点減点する。

(イ) 担い手の確保

前項表中の「③担い手の確保」について、実績申告書により申告をした場合は、施工途中及び工事完了後に履行状況の確認を行います。落札者の責により申告をした建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用結果を確認できなければ、以下のとおり工事成績評定点を減点します。

(i) カードリーダー等の設置

受注者が、申告した内容が確認できない場合は、工事成績評定点を5点減点する。

用語の定義

評価点（申告点）

入札参加者が作成する実績申告書により申告する点数です。

評価基準点

工事案件毎に大阪府が定める点数で、入札参加者は、評価基準点以上の評価点（合計点）でなければ入札に参加できません。

実績申告型のイメージ

実績評価基準（例）

分類	評価項目	評 価 基 準			配点	申告点数
企業の施工能力	工事実績	過去15年間の同種工事の工事実績	「同種工事④」規模以上の工事実績あり		A 点	B 点
			「同種工事⑤」規模以上で 「同種工事④」規模未満の工事実績あり		B 点	
		過去15年間の工事成績評定点	85点以上		C 点	D 点
			80点以上85点未満		D 点	
			75点以上80点未満		E 点	
			65点以上75点未満又は実績なし		F 点	
			65点未満		－ G 点	
	・ ・	・ ・	・ ・	・	・	
企業の信頼性・社会性	若手技術者の育成・活躍	若手技術者（40 歳以下）を監理技術者として配置し、 かつ補助者として技術力を有する現場代理人を配置する			H 点	H 点
		若手技術者（40 歳以下）を現場代理人として配置し、 かつ補助者として監理技術者又は主任技術者を配置する			I 点	
		若手技術者（40 歳以下）を担当技術者として配置し、 かつ補助者として監理技術者又は現場代理人を配置する			J 点	
	・	・ ・	・ ・	・ ・	・	・
合計					Y 点	P 点

落札者決定までの手続き（例）

